

X. 公務公共業務の産業化・市場化をやめ、住民の権利と暮らしを守る地方自治体を

1. 住民福祉を増進できるように、地方自治体の職員体制を確立すること

- (1) 地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法第1条)役割を果たすために、必要な職員を配置できるように国として行財政上の措置を講じること。自治体において恒常的な業務は「任期の定めのない」正規職員が担うこととし、必要な人員が配置できるように国と自治体は財源を保障すること。自治体の恒常的な業務には、労働者派遣やシルバー人材センターを導入しないこと。
- (2) 地方自治体が公務公共サービスを拡充できるように、児童福祉士、婦人相談所職員、保健師、精神保健センター職員、図書館司書、学校司書、生活保護ケースワーカー、消費生活相談員、学校給食調理員、清掃職員、学校用務員など、住民生活を守る第一線に専門性を持った正規職員を配置できるように財源を保障すること。
- (3) 定員管理にあたっては、医師、看護師等の医療職員、生活保護ケースワーカー、保育士等、住民のいのちと暮らしを守るために配置基準が定められている職員を確保すること。清掃、学校給食、学校用務等の現業職場の縮小、民間委託を推進しないこと。現業職員の正規採用を行い、労働条件、職場環境を改善すること。
- (4) 子育てと仕事の両立を図るために、育児休業の代替に「任期の定めのない正規職員」を配置するとともに、育児休業取得者数を考慮した計画的な職員採用が行われるように必要な支援を行うこと。
- (5) 高齢者、障害者、要介護者の自宅を訪問して家庭ごみを回収する福祉収集(ふれあい収集)事業を推進すること。
- (6) 地方自治体の業務の大部分を民間に丸投げし、地方自治体の公的責任を放棄する包括委託は行わないこと。
- (7) 自治体の窓口業務は、住民の基本的な人権を守りプライバシー情報を取り扱うものであることから、民間委託や地方独立行政法人の活用を押し付けず、地方交付税のトップランナー方式の対象にしないこと。
- (8) AI(人工知能)やICT(情報通信技術)などの技術は、住民福祉の増進と自治体職員の労働条件の改善に役立つように活用することとし、技術を悪用した住民サービスの切り捨て、基本的な人権の侵害、自治体職員の削減を行わないこと。地方自治体の業務へのAIやICTなど技術の導入については、i) 「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法1条の2)という地方自治体の役割を踏まえ、住民の基本的な人権を擁護し、住民サービスの向上を図ることを目的とすること、ii) 自治体職員の労働条件の低下をさせず、向上を図るものとする、iii) 導入に関わる情報を住民に公開し、導入の是非も含め、住民の合意と納得で決めるようにすること。iv) 自治体職員の労働条件に関わる重要事項であることから、労使協議および労使交渉の事項とし、導入の是非や導入の対象とする業務の範囲も含め、労使合意で取り扱うこと。
- (9) 行政改革推進法については、地方自治を蹂躪して職員削減と非正規雇用化、民間委託を強要し、住民サービスの低下を招いたことから、廃止すること。国から自治体に対する「集中改革プラン」等の地方行革の押し付けを行わないこと。
- (10) 事務事業の見直しは、住民自治・住民参加を基本に、職場での民主的な検討を保障すること。住民、議会の意思を無視した「事業仕分け」方式を導入しないこと。

2. 指定管理者制度は廃止し、「公の施設」を自治体の直営で充実させること

- (1) 利用者の権利保障、施設と利用者との長期的な信頼関係の維持、専門性・継続性の確保など、公共サービスを維持、充実させることが必要な「公の施設」は、原則として自治体が直営で管理運営すること。国は地方自治法244条の2を改正し、指定管理者制度を廃止すること。
- (2) 図書館、公民館、博物館などの社会教育施設は、憲法および社会教育法に基づき、①住民の学習の権

利と教育の自由、住民自治を保障する機能と役割が発揮できるように、自治体の直営で充実を図ること。

(3) 自治体は、指定管理者制度が当面存続する場合であっても、「公の施設」において公共サービスを低下させないために、以下のように運用を改善すること。国は、自治体において運用の改善が図られるようにすること。

- ① 導入の目的に「管理経費の縮減」を設けず、住民の福祉を増進する施設の設置目的を明確にすること。指定管理者の選定に当たっては、コスト削減を基準とするのではなく、公共サービスの維持・向上が図られるかどうかを基準に選定すること。
- ② 利用料金について、住民が施設を利用できる権利を保障するために最小限度の料金にとどめ、減免ができるようにすること。施設の管理運営によって得た収益は、施設の充実など公共の目的に使うこと。
- ③ 指定管理者が施設を管理運営する場合においても、「公の施設」の安全の確保、公共サービスの維持・向上に直接の責任を持つこと。施設で事故が発生をしたり、公共サービスの低下を招くなど住民、利用者等に損害を与えた場合、自治体と指定管理者の責任で、被害者に正当な損害賠償が行われるようにすること。指定管理者に損害賠償保険への加入を義務付けること。
- ④ 住民や利用者の代表が参加して「公の施設」の管理運営状況を調査し、改善について自治体に意見反映ができる機関を設けること。指定管理者を選定する委員会に、住民・利用者の利益を代表する委員の参加を保障し、意見を反映すること。
- ⑤ 指定管理者について、原則として非営利の事業者限定して指定することとし、営利企業の参入を禁止すること。
- ⑥ 行政と事業者の癒着を防止するために、首長や議員が役員等を務める事業者については指定管理者への参入を禁止すること。
- ⑦ 指定管理者の指定にあたっては、施設の管理運営に関わる実績、専門性、技術、人材の蓄積を尊重し、公共サービスが維持・充実できると認められる事業者であれば、非公募で指定すること。
- ⑧ 指定管理者の指定にあたっては、地元の事業者を優先して指定し、地域の雇用の拡大、地域経済の振興を図ること。
- ⑨ 指定管理者の指定期間について、非営利の公共団体が指定管理者となる場合、「公の施設」の管理運営についての専門性、継続性が保障される期間を確保すること。
- ⑩ 指定管理者が運営する「公の施設」の運営状況について定期的に調査を行い、情報を公開すること。指定管理者を情報公開条例の対象にし、指定管理者が「公の施設」の管理運営で得た収益や役員報酬等を公開すること。
- ⑪ 指定管理者を個人情報保護条例の対象とし、住民、利用者の個人情報の適正な管理と保護を義務付けること。

(4) 自治体は、指定管理者制度が当面存続する場合であっても、指定管理者で働く労働者に適正な賃金・労働条件を確保するために、以下の施策を実施すること。国は、指定管理者で働く労働者に適切な賃金、労働条件が確保できるようにすること。

- ① 指定管理者の指定に当たっては、(i) 施設で働く労働者に自立して生活ができる適正な賃金を支払うこと、(ii) 指定管理者を変更する場合、施設で働いていた労働者を継続して雇用することを指定の条件に設けること。自治体の直営に戻す場合、自治体は(i) 指定管理者に雇用されていた労働者、(ii) 指定管理者に派遣されて働いていた派遣労働者の雇用を確保すること。
- ② 指定管理に係る経費を労働者が自立して生活できる適正な賃金額で見積もること。指定管理者に適正な賃金・労働条件を確保することを義務付けること。
- ③ 指定管理者に最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法、労働安全衛生法など労働関係法令の順守を徹底させ、法令違反がないかをチェックすること。労働者の人権を侵害する重大な違法行為があった

指定管理者については、指定を取り消すこと。

- ④ 指定管理者で働く労働者が加入する労働組合の労働基本権の行使を保障し、労働組合との協議に応じて、適正な賃金・労働条件が確保されるようにすること。

3. 公務公共サービスに「市場化テスト」は導入しないこと。

- (1) 自治体における公務公共サービスに「市場化テスト」を導入しないこと。「特定公共サービス」の対象事業を拡大しないこと。
- (2) 自治体の窓口業務は、市場化テストや民間委託、派遣労働導入の対象にせず、直営で充実させること。請負・派遣契約により委託している業務は、直営に戻し、労働者を自治体が直接雇用すること。窓口業務に係る地方交付税の算定において、トップランナー方式は導入しないこと。
- (3) 地方税・公共料金等の納付における指定代理納付者制度の新設（地方自治法第231条の2第6項）に対し、クレジットカード利用を自治体及び住民、利用者に強制しないこと。
- (4) 「民間事業者による提案」「官民競争入札」など「市場化テスト」的手法を用いて、自治体業務の民間委託を行わないこと。国は、市場化テストの実施を自治体に押し付けないこと。

4. 地方独立行政法人制度は、見直し・廃止すること

- (1) 経営効率化を最優先し、自治体の公的責任を放棄する地方独立行政法人は廃止を含め抜本的に見直すこと。
- (2) 自治体の窓口業務を地方独立行政法人に行わせないこと。
- (3) 法人の理事長の任命、業務実績の評価など地方独立行政法人の運営については、住民、議会による監視、チェック制度を設けること。
- (4) 公的責任を担保するために適切な運営交付金を交付すること。また、法人の評価結果や業績などを口実に、賃金・労働条件の切り下げを行わないこと。
- (5) 地方独立行政法人の賃金・労働条件は公務員準拠とすること。また自治体から移行型法人に承継する権利義務の中に、労使の合意事項を含めること。
- (6) 地方独立行政法人に派遣されている自治体職員の派遣期限の到来にあたって、派遣職員の雇用、賃金・労働条件を保障すること。
- (7) 地方独立行政法人へ移行する場合の身分切り替え問題等については、労使協議を原則とし権利擁護、問題解決のための第三者機関を設置すること。
- (8) 地方独立行政法人における能力・成果主義賃金については、労使協議事項であり、法律上の規定から削除すること。
- (9) 地方独立法人が解散をする場合、負債を住民に押し付けず、地方独立法人職員の雇用を確保すること。

5. PPP/PFIは導入せず、公共施設・公物は国と自治体の責任で管理運営すること

- (1) 民間企業への事業機会創出を最大の目的として、公共施設及び公物管理の資金調達から管理・運営に至るまで民間企業に委ねるPPP/PFI（コンセッション方式を含む）は導入しないこと。上下水道、公営住宅、空港などの公共施設や公物は、国と自治体が直接責任をもって整備し、管理運営すること。
- (2) 国や県主導の広域化により住民から自己水源を奪い、いのちの水を金儲けの対象とする「コンセッション（民営化）促進法」とも言える水道法「改正」を廃止すること。
- (3) 国はPPP/PFI導入促進のための公共用地の無償提供や補助金、税金の優遇措置をやめること。また、公立病院などのPPP/PFI事業の破綻に対して、国が財政的責任を持つこと。
- (4) 国と自治体はPPP/PFI導入に関わる事業立案及び事業者の選定について、計画の段階から情報を公開し、議会や住民への説明責任を果たし、住民の意見を聞くこと。

6. 自治体業務から偽装請負・違法派遣をなくすこと

- (1) 地方自治体が公務公共サービスを実施するにあたっては、直接雇用を原則とすること。
- (2) 地方自治体が業務委託等（指定管理者制度を含む）を行う場合に、公務公共関係労働者の雇用と適正な賃金・労働条件の確保に責任をもつこと。
- (3) 公共工事や委託業務に従事する労働者に雇用と適正な賃金の確保を保障する公契約法、公契約条例を制定すること。2 省協定に基づく設計労務単価を労働者の賃金に反映させること。
- (4) 公益法人の認定にあたっては、自治体関連の公益法人の認定を広く認めること。
- (5) 業務を民間委託している学校給食、学校用務、住民票・戸籍等の窓口業務、保育所、病院等を、国として「派遣・請負適正化」の重点職場に指定し、全国一斉立ち入り調査を行い、調査結果を公表すること。違法があれば直ちに派遣労働者の直接雇用に向けた是正指導を行うこと。

7. 公共施設等の安全を確保し、地域の公共交通を拡充・整備すること

- (1) 国と地方自治体は、公共施設、道路、橋梁などの安全・安心を確保するために調査・点検を強め、改善措置を講じること。
- (2) 国は、自治体の公共施設の点検と改善に対して、特別の財政・技術的支援措置を講じること。「公共施設の最適化」の名のもとに、施設の統廃合を行わないこと。
- (3) 地方自治体が住民の居住権を保障する一環である公営住宅の建設、維持管理を行えるように、国は必要な財政措置を行うこと。
- (4) 地域公共交通の拡充・整備を、国と自治体の責任で行うこと。
- (5) 交通利用者の安全を脅かし、タクシー労働者の雇用と生活を脅かすライドシェアの合法化を行わないこと。バス路線の運行や乗合タクシー等への補助制度を充実させるなど、国と地方自治体の責任で公共交通の維持・充実を図ること。

XI. 保険法・保険業法等について

- (1) 消費者保護を目的とする保険法を、会員が特定された労働組合が実施する自主共済と、不特定多数の契約者を対象とする民間保険業者を同一視して、一律に規制する適用を行わないこと。
- (2) 構成員の団結を促進する「助け合い」事業として、民主的に運営されている自主共済は、保険業法の対象から除外すること。
- (3) TPP11 は、外資系損保・生命保険業界による金融・保険市場を拡大し、共済への規制強化の圧力を強め、日本の経済主権を侵害するものであり、TPP11 は実行させないこと。